

<文書質問>

〔通告内容〕 一問一答方式、50分

- 1 新型コロナウイルス感染症の中における、今後のイベントへの市の方針、考え方について
- 2 社会体育活動を目的とした学校体育施設利用について
- 3 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
(1) 部活動の意義と課題、そして改革の方向性、具体的方策について
- 4 小・中学校におけるタブレット端末の管理、取扱いについて

○12番（幡垣正生君） 1、新型コロナウイルス感染症の中における、今後のイベントへの市の方針、考え方について。

本年度は様々なイベントが中止を余儀なくされ市民にとって寂しい1年になりました。

第3波の新型コロナウイルス感染拡大が起きていて本市においても日々感染者が増えている状況であります。今年延期になりました東京オリンピック・パラリンピックも厳しい状況下ではありますが前向きに実施する方向で進んでおります。

さて、同時に本市が関わる様々なイベントについてですが、新型コロナウイルス感染症を想定した中での分かる範囲で構わないので市の方針と考え方をお聞かせください。

○市長（加藤育男君） 幡垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の新型コロナウイルスに対するイベントに関する取扱いは、令和2年2月に新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針についてを策定し、それに基づく運用をしております。

また、令和2年11月12日付けで、内閣府より示された「来年2月までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を受け、令和2年11月16日に改正して国の方針と整合を図っております。

市の取扱方針では、「多くの不特定な人が集まるイベント」、「飲食を伴うイベント」、「高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦等を対象とするイベント」、「会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定されるイベント」、「感染予防の方策が困難な状況にあるイベント」等を「考慮すべきイベント等」と捉え、適切な対応を図っていくこととしております。

対応方針といたしまして、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとしております。

また、「考慮すべきイベント等」に該当しないイベントにつきましては、イベントの規模や場所、参加者の特性などをもとにリスク評価を行い、開催について適宜判断するものとしております。

更に、市の関連団体が実施するイベント等につきましては、市の取扱方針の趣旨を御理解いただき、対応をお願いするものとしております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、国や東京都から示される知見や情報を踏まえ、徹底した感染防止対策のもとでの安全なイベントの開催を心がけてまいります。

以上で、幡垣議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○12番（幡垣正生君） 市長ありがとうございました。コロナ禍ですのでかなり厳しい状況であると察しております。まず今は感染防止に努めることが最優先であると考えます。

そこで、特に福生市の3大イベント祭りのうち市が事務局を担っている福生桜まつり、および福生七夕まつりの現時点での状況についてお聞かせください。

○生活環境部長（久保淳君） 第38回（来年の）ふっさ桜まつりについては、12月中旬に実行委員会を開催する予定で調整をしており、実行委員会の中で協議をしていくことになると考えてございます。

次に、来年の福生七夕まつりについてでございますが、今年の夏から調整を始めております。

企画委員会の委員でもある各商栄会等代表の方々、飾り付け部会、イベント部会、模擬店部会の各会長にヒアリングを実施し、来年の七夕まつりに対してのお考えを聞き取りいたしました。

その後、いただいた御意見を集約いたしまして、10月に企画委員会を開催し、協議をしていただいたところでございます。

企画委員会の中では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や感染予防策について心配される声が多くございました。

また、来年に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が予定通り開催されると例年開催している七夕まつりの日程と重なってしまいます。

昨年からオリンピック・パラリンピック競技大会と七夕まつりの開催が重なった時の警備体制につきましては、福生警察署と協議しており、オリンピック競技大会の警備が優先されるため同時期開催は不可能である旨、お話を受けているところでございます。

いずれにいたしましても、今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の動向を注視しながら改めて企画委員会で協議し、実行委員会において開催の可否を決定していくものと考えております。

○12番（幡垣正生君） 桜まつりも今月に実行委員会の開催予定であり、福生七夕

まつりに関してはオリンピックパラリンピック開催との関連性があるので、こちらに関しても状況を見ながらの、各委員会の意見、企画委員会を行いながら最終的には実行委員会で決定する運びですね。わかりました。

例年の運びで進めていくこととなりますが是非とも感染症対策をしながら、できる限り開催の方向で進めていただきたいと思います。

3月議会での質問予定を重ねて行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。今回は以上です。

2、社会体育活動を目的とした学校体育施設利用について

(1) 学校教育以外の社会体育活動を目的とした学校体育施設利用制度の概要と利用の現状について

バスケットボールや少年野球など、広く大人から子供までが、学校教育以外のスポーツ活動、すなわち社会体育活動を目的として、体育館や校庭などの学校体育施設を利用していますが、この制度がどのような決まりに基づいて実施されているのか、その概要と、利用のために必要な手続きや利用状況など、現状についてお尋ねします。

○教育長（川越孝洋君） 2点目の御質問、社会体育活動を目的とした学校体育施設利用について御答弁申し上げます。

まず、本制度の根拠でございますが、スポーツ基本法第13条において「学校設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」とする旨を規定しておりますことに加えて、スポーツ庁策定の「学校市体育施設の有効活用に関する手引き」におきましても、自治体に対して、市民のスポーツ実施率の向上を持続的に図るため、市民にとって最も身近なスポーツの場として潜在的に存在している学校体育施設を有効活用するよう求めております。

このような法の理念に鑑み、本市におきましても、「福生市スポーツ推進計画」において、「市民がスポーツに参加する機会が確保され、豊かなスポーツライフを送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指す」ことを明言しており、その目的達成のために「学校施設の活用の拡大」を具体的な施策の一つとして掲げ、「福生市立学校施設設備使用条例」並びに「福生市立学校体育施設の開放に関する規則」に基づきまして、市立小・中学校にございます体育館や校庭といった体育施設を、身近なスポーツの場として広く市民の皆様に提供し、活発なスポーツ活動の支援を図っているところでございます。

また、利用手続きにつきましては、あらかじめ一定の条件の下で教育委員会に登録した団体が、条例及び教育委員会規則の定めるところにより、まず学校教育に支障のないことを学校長に確認いただいた上で、教育委員会に申請していただき、御利用いただいております。

続きまして、利用の状況でございますが、令和元年度実績で申し上げますと、市立小・中学校10校の校庭・体育館を合わせ、年間で67団体に御利用いただいている状況でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、緊急事態宣言下においては、国や東京都が示すガイドライン等にのっとり、学校体育施設を含む市内全ての屋内外体育施設の利用を中止いたしました。

また、その後においても児童・生徒への感染を防ぐ必要があることから、学校体育施設の利用は継続して中止するなど、登録団体の皆様に御不便をおかけしましたが、現在、学校体育施設のうち、先行再開している屋外体育施設に続き、屋内体育施設につきましても利用再開の準備を進めており、最大限の感染症拡大防止措置を講じながら、市民の皆様がスポーツに参加する機会とその拠点の確保に努めているところでございます。

以上で、幡垣議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（幡垣正生君） 本制度の概要と現状について、学校体育施設を身近なスポーツの場として広く市民の皆様にご利用いただくことで、市民の皆様の活発なスポーツ活動を支援し、スポーツに参加する機会を提供していることがよくわかりました。

そこでお聞きしたいのですが、教育長答弁によれば、学校長への確認作業と、教育委員会への申請手続きは、それぞれ別に行わなければならないこととなります。

実際、学校体育施設利用者からは、学校へは施設の空き状況確認のために、教育委員会へは申請手続きのために、それぞれ別に行かなければならず、窓口が異なっていて不便だとの声も聞いております。

このような状況を踏まえ、本制度を運用する上で、福生市が考える課題についてお尋ねします。

○教育部長（中岡保彦君） 先の教育長答弁にもございましたが、現状、学校体育施設を利用しようとする登録団体は、まず学校長に利用の可否を御確認いただいた上で、教育委員会におきまして申請を受け、条例及び教育委員会規則に照らして許可を行う流れとなります。

これは、登録団体による学校施設利用が、学校教育に支障を来すか否かは学校長でないと判断できないこと、一方で、利用許可権限は教育委員会に属することによるもので、事実、手続きのための窓口が分かれております。

議員御指摘のとおり、私どもといたしましても、こうした手続きの分散は、学校体育施設を利用される登録団体の皆様にとって負担は小さくないものと認識しており、現在教育委員会では、既存の施設予約システムの改良等も念頭に、より利便性の高い手続き方法を探っているところでございます。

以上で、幡垣議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（幡垣正生君） 教育長並びに教育部長に答弁をいただき、社会体育活動を目的とした学校体育施設を市民の皆様が御利用いただく上での手続き的な課題等について、福生市がしっかりと現状を把握されているとともに課題認識されていることがわかりました。

技術的な課題だけでなく、財政的な課題もあろうかとは存じますが、御答弁にもありました通り、手続きの簡素化や効率化を図っていただき、市民のより一層の利便性向上を図っていただくようお願いし、要望とさせていただきます。

3、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について。

(1) 部活動の意義と課題、そして改革の方向性、具体的方策について。

これまでも、一般質問において学校での部活動については質問をさせていただいております。9月の議会においても部活動についてお聞きいたしました。ちょうどその時期に読売新聞に文部科学省が学校の責任で実施されている休日の部活動をめぐり、文部科学省が運営主体を地域の民間団体に移す方向で改革案をまとめました。

これまでの、学校が運営し民間が協力する形を主体的な立場を入れ替えることで教員の負担を軽減すると考えているようです。

本市においても令和2年度より部活動外部指導員制度より踏み込んだ、部活動指導員を導入実施していることは、教員の負担軽減にどのように役立っているのかお聞かせ下さい。

文部科学省、東京都教育委員会等の考えを踏まえて、本市の教育委員会としての部活動の意義と課題、そして改革の方向性、具体的方策をお聞かせ下さい。

○教育長（川越孝洋君） 幡垣議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が、今後極めて重要となると考えております。

初めに、部活動指導員の導入は、教員の負担軽減にどのように役立っているかについてでございます。

これまでに配置している部活動外部指導員は、主に生徒に対する技術的指導や助言、部活動顧問の補助を行いますが、自らが顧問になれず、大会等の生徒引率を行うことができませんでした。

それに対して、部活動指導員は、学校教育法施行規則に規定されたもので、教員に代わって顧問として部活動の技術指導に加えて、大会引率等を行うこともできるものでございます。また、部活動の管理運営、保護者との連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応等も行っております。このような、責任の度合いの違いもあることから、部活動外部指導員に加え、部活動指導員が導入されたことは、教員の負担軽減に役立っております。

次に、部活動の意義と課題ですが、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動でございます。部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもございます。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有するものでございます。

一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必

ずしも教員が担う必要がない業務として位置付けられております。教員の勤務を要しない日の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教員には多大な負担となっているとの声もございます。

そこで、改革の方向性につきましては、学校における働き方改革の視点も踏まえ、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する必要がございます。

一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において、部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要だと考えております。

部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、学校の活動として行われる部活動と、地域の活動として行われる部活動との連携を図りながら、地域部活動の実施のために必要な取組を行うことが求められております。

しかしながら、教員の意識や生徒、保護者のニーズが様々であり、地域間格差もあることから、地域部活動に取り組むためには意見調整が必要でございます。

具体的な方策といたしましては、議員御指摘のように、国等が令和5年度以降、段階的に実施する学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを取りまとめております。

この中では、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることや、合理的で効率的な部活動の推進を図ることを示しております。

なお、地域部活動において休日の指導を希望する公立学校の教員については、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することが考えられるところであり、今後整理すると示されております。

福生市におきましても、これまでも適正な部活動の実現に向けた部活動改革として、部活動指導員などの外部指導者の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進などに取り組んでまいりました。

今後の部活動改革につきましても、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、部活動ガイドラインを踏まえた取組の一環として実施するものであり、国の示す、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動の推進、ICTを活用することで、生徒が移動することなく指導を受けたり、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となったりするような実践を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（幡垣正生君） 教育長御答弁ありがとうございました。

まず、部活動の意義と課題については、生徒の自主性が重んじられていなくてはならないこと。強制的に活動をさせることなく本人のやる気を起こさせるような指導がよいと私も思います。スポーツ、芸術文化等の活動によって精神的にも身体的にも成長の糧になることだと考えます。

特に連帯感や友人、先生、そして地域の応援をしてくれている方たち、家族の絆を

構築することにもつながる大切な活動だと考えております。しかし、中学校における部活動の維持管理は顧問の教員に頼っていることも周知のことです。今後は現在より更に地域との協働・融合が答弁にもありましたように必要とされることとなります。

令和5年以降段階的に実施の方向性も文部科学省も進めているとの新聞掲載も確認しております。

本市における教育現場における教員の働き方改革も、しっかり考えていながら進めていくことが必要不可欠であると考えます。

地域に任せるにあたり、経済的な協力も必要とされてくると考えます。適正な部活動改革の実現に向けて私も協力を惜しみません。

ぜひとも、今後の動向に注視しながら、一緒に推進していきたいと考えております。この件に関しては、今回は以上で終わります。

4、小・中学校におけるタブレット端末の管理、取扱いについて。

実際にタブレット端末を与えるに当たって、小学校第1学年から中学生まで同じ状況で渡して各家庭で管理すると考えているようですが、低学年と中学生が同じ状況下の中で端末機を持ち帰るときのリスクはどのように考えているのかお聞きします。

○教育長（川越孝洋君） 幡垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年に実施されたOECDの生徒の学習到達度調査、いわゆるPISA調査「生きるための知識と技能」で、明らかになった日本の教育の最大の課題は、端末について家庭での子供たちの自主的な使用が先行し、OECD諸国に比較してゲーム遊びやチャットなど「遊び」に多く使われている反面、「宿題をする」、「学校の勉強のためにインターネット上のサイトを見る」、「関連資料を見付けるために授業後にインターネットを閲覧する」など、学校や家庭での学習に端末を使用している子供の割合が非常に少ないという結果でした。

「端末をどのように使うべきか」ということが、家庭においても、学校においてもあまり教えられていない状況にあり、子供たちが自主的に遊びに使っている実態が先行してしまっている。その結果、「OECD諸国の中で際立って、学習に端末が使われていない」という結果になってしまっているのです。

東京都教育委員会と企業との協働調査でも、小学生のインターネット利用開始時期で一番多いのは、「小学校入学前」との結果もあり、家庭でスマートフォンやタブレット端末を日常的に使っている現状がある中で、適切な指導やルールづくりについて、早期から指導したり、家庭に対する啓発を行ったりすることが必要であると考えております。

ICTが普及している国では、学校における対面授業が終わって帰宅しても、自宅でインターネットに接続して課題や宿題のための道具として使っています。ですから、いざ新型コロナウイルス感染症で臨時休業になっても、子供たちの学びを止めずに済んだのです。

このPISA調査の結果の背景には、パソコン端末の整備、活用状況、ネットワーク整備が、OECD各国の中で大変低いこともあったため、必然的なことであったか

もしもかもしれませんが、今後は、G I G Aスクール構想の実現で、一人一台端末が整備され、できるようになることが増えると考えられます。

そして、既に小学校では令和元年度、中学校では令和2年度から実施されており、学習指導要領では、「情報活用能力」を各教科等の学習の基盤となる資質・能力と位置付け、読み書きそろばんと同様の扱いをしております。ICTリテラシーは経済的な格差が最も出やすい分野だとも言われていますから、学校教育でしっかりと取り上げる必要がございます。

議員御質問の、端末を持ち帰ることの低学年におけるリスクについてですが、本市では、G I G Aスクール構想の実現で1月から一人一台端末になり、授業で活用することはもちろん、家庭での学習の状況や使い方についても確認できる状況になります。万一、長時間使っているなどの不適切な使い方をしている子供がいるようでしたら、誰が、どのようなことに、どれくらいパソコンを使ったか、記録が残っており、端末ごとに把握することができますので、指導に生かすこともできます。

文部科学省の通知においても、端末を家庭等に持ち帰って学習を継続するよう対応することなど、緊急時においてもICTを活用して児童生徒の学びを保障できる体制を積極的に整えることについて示されております。

今後、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの流行、台風や地震といった自然災害等の影響により、学校の臨時休業等が行われることが想定されます。児童・生徒の「学びの保障」を効果的・効率的に行うためには、端末の持ち帰り学習等のICTを活用した取組の促進が急務となります。

それは、低学年においても同様で、使い方を丁寧に教え、自宅でも活用できるようにしていかなくてはなりません。

先ほどから申し上げている「情報活用能力」には、端末の基本的な操作や情報モラル・情報セキュリティの理解なども指導する内容に含まれておりますので、低学年においても基本的な操作を身に付けさせ、またICTを適切に活用できるように指導をしていく必要がございます。

今後、学校での課題もクラウド上に提出するようになり、家庭に持ち帰っても、主体的に学校での学習の続きを行うことができるようになります。家庭への持ち帰りは、子供たちがパソコンやタブレットを、ノートや鉛筆と同じ学びの一つのツールとして使いこなすための一貫した取組となります。

また、保護者にも学校で学習している内容について、タブレットを見ながら確認していただくなど、子供と対話するきっかけにもなると考えております。

ICTやオンライン学習について、子供たちの学びの保障に大いに役立つにもかかわらず、家庭での学習ができないという状況は避けなければなりません。

子供たちの学びを絶やさないように、そして学びをしっかりと保障できるように、学校において情報活用能力の育成を進め、家庭学習に生かせるようにしてまいります。

以上、幡垣議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（幡垣正生君） 今定例会において、同会派の山崎議員の通告によりますと、

G I G Aスクール構想の整備状況について、そして端末機使用による子供たちへの影響について質問をすることになっています。

それを踏まえて、私からはタブレット端末の管理、取扱いについて、特に来年1月からの実施後の管理状況、取扱いについてお聞きした次第です。

西多摩地域においても各市町村でG I G Aスクール構想に向けての管理、取扱いの考え方は違うようです。本市は端末を各家庭に持ち帰り管理をすることとして令和3年1月の実施に向けて進めていることは幾度となく御説明をいただいております。しかし、低学年から中学生まで一律同様の管理を望むのは難しいのではないかと私は思います。各家庭での管理状態や家庭環境によるサポート環境の違いなど、とても難しいことと考えます。

G I G Aスクール構想の基本的な考え方と、今後の教育現場でのタブレット端末の担う社会生活における必要性を考えますと、文部科学省の考えも理解はしておりますが実施後の特に低学年においての管理取扱いのリスクは否めないと思っております。

端末機の管理にあたり、夜間電力を使用するの端末機充電ボックス（受電保管庫）も、機能性の充実した物も出ております。

1月から実施状況を来年度の定例会にて確認、質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

~~~~~